

ご契約に際して

■愛称について

「生きるんじゃ!」は、生命定期保険の愛称です。

■加入・更新年齢について

- 新規加入可能年齢：満1歳～84歳
- 更新可能年齢：満89歳まで

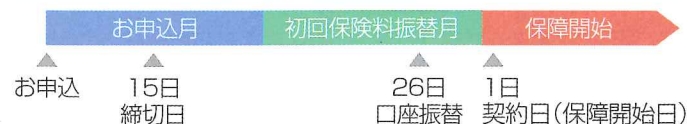
■保険期間・更新について

保険期間は1年です。自動更新により満90歳の契約応当日の前日まで保障が継続します。

■保険料のお支払について

- 保険料払込期間：1年
- 保険料払込方法：月払のみ
- 払込方法：口座振替(毎月26日に振替;金融機関休業日は翌営業日)またはクレジットカード

■お申し込みから保障の開始まで



※申込書類の締切日は毎月15日(当社着)です。締切日までに申込書類一式が当社に到着した場合、翌月26日に初回保険料の振替を行います。

※初回保険料より口座振替またはクレジットカードによるお支払いとなります。代理店による現金領収、弊社への振込対応は取り扱っておりません。

※初回保険料振替日の翌月1日が契約日となり、その日から保障が開始されます。初回保険料の振替ができなかった場合には、お申込は不成立となります。改めてお申込みください。

※契約年齢は契約日における被保険者の満年齢です。

※上記は口座振替の場合です。クレジットカード払いの場合、お支払日はカード会社所定の日となります。

※申込書類、口座振替依頼書に記入、押印漏れ等の不備がある場合や、当社が確認を要する事項がある場合には、上記スケジュール通りにならない場合があります。

■保険金のお支払事由について(下記のときお支払いします。)

死亡保険金	被保険者が保険期間中に日本国内外において死亡したとき
重度障害保険金	被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を原因として当社の定める重度障害状態に該当したとき

■保険金のお支払いが制限される場合

当商品には、保険金をお支払いできない「免責事項」があります。詳細につきましては、「重要事項説明書」「約款」にてご確認の上、お申込みください。

■契約者配当金、解約返戻金、満期保険金について

当商品には契約者配当金、解約返戻金、満期保険金はありません。

■「重要事項説明書」「約款」について

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款」は、ご契約について大切な事柄につき説明しています。ご契約の際には必ずご確認の上、お申込みください。尚、契約後は保険証券と共に保管してください。

■少額短期保険募集人について

当社の少額短期保険募集人には、保険契約締結の代理権、告知受領権はありません。お引き受けの可否につきましては当社が判断致します。

■個人情報の取扱いについて

当社では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心がけております。申込書等にご記入いただいた個人情報は、契約の引受、継続や維持管理、保険金等の支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。尚、業務上必要な範囲で業務委託先およびグループ会社、取扱代理店と情報を共有致します。

2014年4月改訂



介護状態になっても、
からだに障害が残っても、

生きるんじゃ!

(生命定期保険)



生きるための保険 **生きるんじゃ!**
あなたの生きるチカラをサポートします。

引受少額短期保険会社
アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル5階

TEL: 0120-53-2610 FAX: 03-6300-6243

URL: <http://www.asmo-ssi.com>

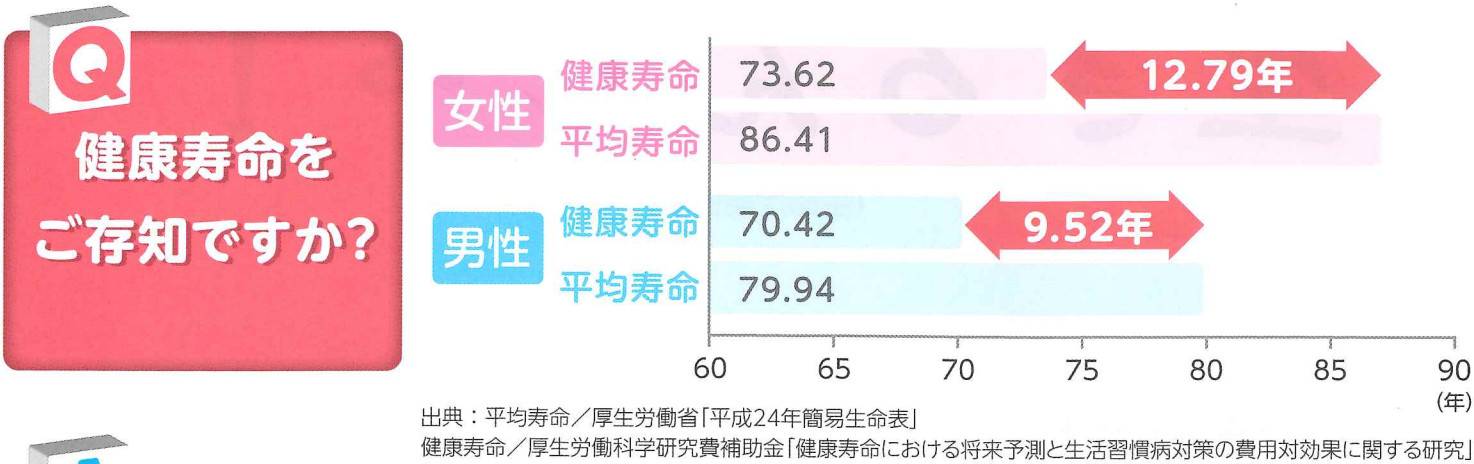
登A-14-008 (H26.6.30) Y158

取扱代理店

介護状態になっても、からだに障害が残っても、

生きるんじゃ！

生きるための保険 **生きるんじゃ！** は、あなたの生きるチカラをサポートします。



A

健康寿命とは、2000年にWHO（世界保健機関）が提唱し、厚生労働省では「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義しています。つまり、健康寿命とは、**介護を必要としないで心身ともに自立し、健康的に生活できる期間**のことです。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「介護を必要とする期間」を意味します。こうした期間における介護に対する備えをおすすめします。

あなたをお守りする5つの魅力

① **要介護認定4または5に該当する状態になったとき**一括して保険金*1をお支払

39歳以下
の方も

ここに注目！

生きるんじゃ!なら、公的介護保険の対象にならない39歳以下の方が要介護認定4または5の状態に該当する状態になった場合でも、保険金*1をお支払いします。

② **身体に障害(労災障害等級2級または1級)が残ったとき**一括して保険金*1をお支払

③

死亡時も
一括

要介護状態にも身体に障害が残る状態にもならず**死亡されたとき、一括して保険金*2をお支払**

④

家計に
優しい

解約返戻金も満期保険金も無い1年更新型の保険なので、**家計に優しい保険料**

⑤ **自動更新により90歳まで保障が継続**するので安心

*1 重度障害保険金
・重度障害保険金をお支払いしたときは、被保険者が重度障害状態になったときから保険契約は終了します。
・死亡保険金が支払われたときは、そのお支払後に重度障害保険金の支払請求を受けても、これをお支払しません。

*2 死亡保険金
・死亡保険金をお支払いする前に重度障害保険金をお支払いした場合には、死亡保険金のお支払いはありません。



下記の3プランからお選びください

■ 月払保険料

(保険料単位：円)

契約年齢 (歳)	100万円プラン		200万円プラン		300万円プラン	
	保険料		保険料		保険料	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24	525	475	628	527	766	614
25～29	541	476	659	530	813	618
30～34	558	494	693	566	863	673
35～39	613	524	803	625	1,028	762
40～44	707	570	992	718	1,311	901
45～49	885	651	1,346	879	1,844	1,142
50～54	1,179	783	1,935	1,144	2,727	1,539
55～59	1,562	923	2,701	1,423	3,876	1,958
60～64	2,192	1,149	3,961	1,876	5,765	2,638
65～69	3,393	1,670	6,363	2,918	9,369	4,201
70	4,797	2,275	9,172	4,127	13,582	6,014
71	5,290	2,485	10,158	4,546	15,061	6,644
72	5,793	2,699	11,163	4,975	16,569	7,286
73	6,592	3,080	12,761	5,738	18,965	8,431
74	7,413	3,469	14,403	6,515	21,056	9,597
75	8,258	3,872	16,093	7,321	22,931	10,806
76	9,120	4,276	17,817	8,130	24,844	12,018
77	10,000	4,693	19,577	8,963	26,797	13,269
78	11,482	5,585	21,879	10,746	30,084	15,944
79	13,017	6,500	24,150	12,577	33,491	18,690
80	14,603	7,449	26,496	14,476	37,009	21,138
81	16,245	8,424	28,925	16,425	40,653	23,300
82	17,945	9,431	31,440	18,439	44,425	25,534
83	20,705	11,269	35,890	21,565	51,100	29,613
84	23,028	13,177	40,535	24,388	58,069	33,847

〈ご注意〉1. 契約日時点の被保険者の満年齢が契約年齢です。 2. 契約が更新された場合、更新時点の被保険者の満年齢が更新後の保険料となります。3. 上記は現時点の保険料率による保険料です。将来、保険料率の変更に伴い、変わる場合があります。

■ 該当となる要介護状態

要介護4＜重度の介護を必要とする状態＞

食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

要介護5＜最重度の介護を必要とする状態＞

食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：生命保険文化センター（平成 24 年）公的介護保険で受けられるサービスの内容は？

■ 該当となる障害

第一級＜身体障害＞

- ・しゃく及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・両眼が失明したもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したもの
- ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ・両下肢の用を全廃したもの

第二級

- ・一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- ・両眼の視力が0.02以下になったもの
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ・胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ・両上肢を手関節以上で失ったもの
- ・両下肢を足関節以上で失ったもの

出典：労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 のうち、第一級および第二級の障害